

**改正**

平成23年2月24日規則第1号

平成29年3月1日規則第2号

平成30年1月12日規則第1号

令和3年3月19日規則第6号

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

**第2条** 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、条例第2条に規定する指定管理者の公募については、四万十町公告式条例（平成18年四万十町条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示等、必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

**第3条** 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

(選定委員会の設置)

**第4条** 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、四万十町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 町長等は、条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定並びに第11条第2項に規定する変更審査に当たっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成23年規則1号〕

(選定委員会の組織)

**第5条** 選定委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員8人以内をもって組織する。ただし、条例第5条に規定する公募によらない指定管理者の候補者を選定する場合又は特別な事情により第1号に掲げる者の委嘱が困難な場合にあつては、第2号に掲げる者のみで組織することができる。

(1) 有識者

(2) 町職員

全部改正〔平成30年規則1号〕、一部改正〔令和3年規則6号〕

(委員長)

**第6条** 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

一部改正〔平成29年規則2号・30年1号〕

(会議)

**第7条** 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

**第8条** 選定委員会は、四万十町公の施設に係る指定管理者の候補者について審議し、町長等に意見を述べるものとする。

一部改正〔平成23年規則1号〕

(関係人の出席等)

**第9条** 委員長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(指定の通知)

**第10条** 町長等は、条例第6条の規定により指定管理者を指定した際は、指定管理者指定通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

2 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、様式第3号によるものとする。

(変更の届出)

**第11条** 指定管理者は、条例第3条により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに指定管理者指定申請書変更届(様式第4号)を、町長等に提出しなければならない。

2 町長等は、変更内容について指定管理者に適しているか再度審査しなければならない。審査の結果、当該指定管理者の実体そのものが変わるような重要な事項の変更が生じた場合は、再度議会の議決を経なければならない。

**附 則**

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

**附 則** (平成23年2月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年 3 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成30年 1 月12日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 3 月19日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。